

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	軍港都市鎮海建設と日本人社会の動向：一九一二年上泉徳弥鎮海防備隊司令官の留任請願運動に注目して
Author(s)	柳, 娜#
Citation	史学研究, 303 : 71 - 103
Issue Date	2019-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055658
Right	
Relation	



軍港都市鎮海建設と日本人社会の動向

——一九一二年上泉徳弥鎮海防備隊司令官の留任請願運動に注目して——

柳 娜 俵

はじめに

本稿は、日露戦争を契機に帝国日本海軍（以下海軍）によって建設された植民地朝鮮の軍港都市鎮海の日本人社会に注目する。日本は、近代において日清・日露戦争を経験しながら、軍事力を背景に帝国としての発展を求めたことはよく知られている。この中で、特に海軍は日露戦争勃発前後から、国内のみならず植民地支配を企てていた朝鮮国内にも海軍基地の建設を計画していた。日本海海戦として有名な戦闘での勝利は、その時すでに朝鮮内の巨済島長木面松真浦を海軍の臨時根拠地として占領していたことが要因の一つであったとされる。これはロシアを仮想敵国と見なす際の朝鮮半島南端の地政学的な利点に起因している。つまり、東アジア圏での領土拡大を前提とした列強間の利権争いの準備を進めていた

といえる。そして、この海軍が占領した巨済島の地域が、一九〇七年（明治四〇）八月七日に日本の軍港として告示される植民地軍港鎮海の一部に含まれていた。^②朝鮮総督府の設立が一九一〇年（明治四三）であることを考えると、いかに早い時期に海軍が朝鮮に基地を建設したかが分かるだろう。鎮海の軍港および市街地が形成される地域は元来肥沃な平野が広がる寒村であった。^③海軍による軍港建設計画で、鎮海が軍港に付随する市街地建設予定地に指定されると、土着の朝鮮人たちはその予定地の区画から追い出されて、周辺部の慶和洞に隔離・移転させられた。^④鎮海市街地は、当初から海軍によって軍港に付随する日本人町として計画的に建設が進められたのである。鎮海は、まず一九一一年（明治四四）一月一日に、海軍の第五海軍区軍港に指定され、海軍の軍港計画に基づき本格的な都市建設が始まる。翌年の一九一二年（大

正元)にかけて都市の基盤施設を整備しながら、鎮海市街地の骨格を作り出していった⁸⁾。その後、鎮海は帝国日本の国防方針やその戦略の転換に伴い、都市建設の物理的な発展方向や規模も連動する形で変化し、軍港としての地位も鎮守府予定地から要港部へと格下げされるなどした。

さて、これまでの軍港都市鎮海に関する研究を見てみると、まず海軍の鎮海湾土地取用と都市建設計画に注目した孫植陸の研究が挙げられる⁹⁾。それによると、一九一〇年(明治四三)から一九一二年(大正元)までの三年間に、日本の軍港都市計画の下で、鎮海が軍港都市としての外形を形成したことが確認できる¹⁰⁾。また、黄正徳は、日本海軍が日露戦争の前後に軍港建設のため植民地朝鮮で実施した土地収奪過程を、口述記録と海軍史料に基づいて概説している¹¹⁾。これらの研究は、日露戦争前後の時期に日本海軍が鎮海湾地域を軍事基地化する過程に焦点を当てている。これらの韓国における基礎的な先行研究を土台に、竹国友康は日本の海軍史料を主な素材として、松真浦と呼ばれた地域が日本海軍の軍港都市計画によって、「鎮海湾防備隊仮根拠地」から「軍港都市鎮海」へと変貌する初期段階の様子を、より詳細に明らかにしている¹²⁾。竹国の研究成果により、鎮海が日本海軍の軍港都市計画によってその外形を整えていく過程を確認できる。

二〇〇〇年代に入ってから、上記の先行研究を踏まえ、軍港都市鎮海の市街地における具体的な社会や生活の諸相に注目した研究が現れる¹³⁾。これらの研究の中で二〇一二年の

イ・ハクスの研究は、一国史的観点から脱して国際政治と韓国近代史の文脈の双方を考慮し、鎮海軍港都市建設を考察した¹⁴⁾。また、近年活発に進められている軍港都市史研究の要港部編で橋谷弘は、植民地都市としての鎮海の特徴を明らかにしながら、日露戦争を前後して日本海軍の戦略と相まつてその地域が鎮守府・軍港から要港部・要港に指定されたことを明らかにしている。

以上のように、これまでの軍港都市鎮海に関する研究は、主に海軍の史料を根拠に、日本海軍の軍港建設計画とその計画に基づく軍港および都市の形成過程を中心に行われてきた。そのため、軍港都市鎮海を形成する主体として、海軍に焦点を当てた研究に収斂しているといえ、同じく都市建設の主体であったはずの民間の日本人社会に対しては目が向けられてこなかった。軍港都市鎮海は建設の初期から、海軍が直接経営する軍港施設地域と、間接的に経営される市街地に分けられていた。鎮海市街地建設初期の一九一一年(明治四四)から一九一三年(大正二)までの人口を注意して見ると、軍港施設地域と市街地では、それぞれの日本人の比率が九九パーセントと八九パーセントを占めている。この数値は、鎮海市街地が多くの民間人を含む日本人社会であったことを示している。しかし、これまでは海軍の計画に基づいて、海軍が形成した都市として軍港都市鎮海を見なしてきたため、おのずと鎮海市街地を形成する主体として日本人社会に注目する研究がなかったと考えられる。また、朝鮮併合によって

朝鮮全土が総督府の管轄になると、総督府が一方的に都市計画を実施する主体として位置づけられたため、鎮海の海軍や総督府以外の様々な主体とそれらとの関係については看過されてきた。

住民の大多数が日本人で占められていた鎮海市街地は、日本海軍の軍港建設計画の下で一九一〇年(明治四三)から一九一二年(明治四五)までの三年間で、基本的な都市的景観を備えていった。特に、一九一一年(明治四四)九月から一九一二年(明治四五)六月まで鎮海湾防備隊司令官として在任した上泉徳弥海軍少将は、その在任期間に鎮海市街地を飛躍的に発展させた。ただし、日本による韓国への強圧的な植民地支配が始まった一九一〇年(明治四三)から一九一二年までの三年間は、その出先支配機関が統監府から総督府へと移行する過渡期にあり、地方の行政主体が不明確な時期でもあった。そのため、海軍と総督府の間で鎮海の管轄権をめぐって争いが起こった。そうした状況の中で、上泉徳弥は、海軍と総督府、そして日本人社会という三つの異なる主体の利害関係を調整しながら、鎮海の都市形成において主導的な役割を果たした。

前述のように既存の研究は、軍港都市鎮海の主体として主に海軍のみに注目してきたため、鎮海の日本人社会への視点を欠いていた。それ故、鎮海における日本人社会と海軍の具体的な関係を扱った研究はなく、総督府との関係を含めた研究もなかった。その結果、軍港都市鎮海で海軍、総督府、日

本人社会という三つの主体が市街地経営と発展にどのように関わったのかについて明らかにされていない。例えば、上泉司令官が退任する際に、なぜ日本人社会において積極的な留任運動が起こったのかという問題についても議論されてこなかった。鎮海が海軍によって新設された都市でありながら、日本人社会として構成されて、その管轄問題で海軍と総督府の交渉があったことを考えると、その複雑な時期に起きた留任運動は、植民地軍港都市における地域社会、海軍、総督府の関係を明らかにするうえで、詳細に明らかにすべき対象であると考える。

従って、本稿は上記のような問題意識のもと、建設初期の植民地軍港都市鎮海を対象として、当時の政治的・経済的・社会的状況を踏まえつつ、当該時期に鎮海湾防備隊司令官であった上泉徳弥の活動と彼に対する日本人社会の留任運動を事例として取り上げながら、植民地軍港都市鎮海の日本人社会、海軍、総督府の関係を検討したい。

一、軍港都市鎮海の建設

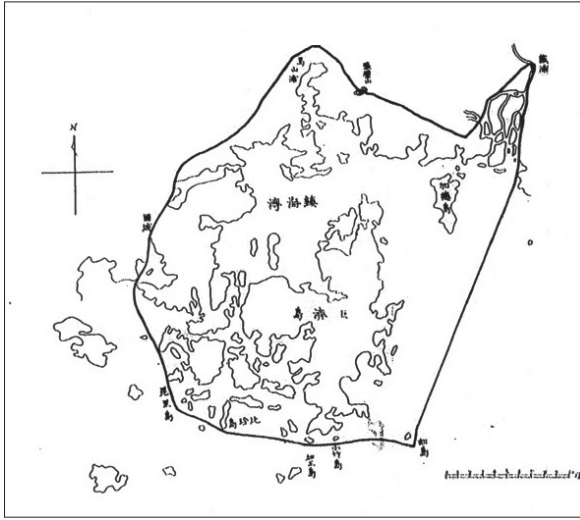
(一) 海軍の軍港鎮海建設の方針と都市計画

日本海軍は、日露戦争当時、海軍の臨時根拠地として鎮海湾の巨済島長木面松真を占領し、鎮海湾に乗り込んできた。

その後、海軍は巨済島だけではなく鎮海湾一帯を軍港とするため、その軍港境域設定と土地収用についての意向を、

一九〇六年（明治三九）七月に大韓帝国政府に伝達した。そして、同年八月に高宗の裁可を得て、鎮海湾一帯が軍港予定地として告示された²⁰⁾。

海軍が鎮海湾において軍港地域として設定したのは、飛鳳から行巖湾に至る沿岸一帯、及びその前面に位置している島嶼などを合わせて一、三二二万坪（平方メートル）の土地であった。この中で直接的な軍港施設地ではない市街地としては、飛鳳の二千七百坪と、軍港施設地域の東に接した斎藤



出典：JACAR：A03020876600、「御署名原本・明治四十三年・勅令第四百五十三号・鎮海軍港境域ノ件」、(国立公文書館)

図1 1911年（明治43）鎮海軍港境域図

湾に面する二一万一千坪があった²¹⁾。図一の鎮海軍港境域図は、一九一一年（明治四四）勅令第四五三号によって鎮海が日本海軍の第五海軍区軍港に指定され、その境域が表示されたもので、鎮海湾を中心とし加徳島と巨済島が含まれて、馬山と梁山へかかる部分まで朝鮮の陸地と海がともに含まれているのが確認できる。海軍は広範囲な領域を含む鎮海を、最初から直接経営と間接経営に分けて支配する計画を持っていた。当時、鎮海湾防備隊司令官であった宮岡直記が、一九〇九年（明治三九）四月海軍次官加藤友三郎に提出した「鎮海湾海軍用土地経営ニ関スル意見」という文書に、次のような記述がある。

（前略）韓国一般ノ有様ハ内地ニ於ケル土地ノ状況ト大ヒニ其趣ヲ異ニシ多年來自然ノ俣ニ放任セラレタルモノニシテ直接軍事上ノ施設ト共ニ間接ノ施設トシテ道路架橋堤防河川等其他将来経営ノ主要地ニ於ケル敷地区画等準備等ニ対シ多大ノ事業ヲ要スヘク是等ハ到底軍事上ノ施設ト共ニ一時ニ其土工ヲ起シ得ルノ見込アルモノトモ認メラレス然レバ防備隊ノ移転艦艇ニ対スル諸般ノ施設ニ着手セラルベキ其時期ニ前後シ一般発展ヲ期スベキ間接ノ経営施設トシテ今ヨリ豫メ其事業ニ着手シ用地全般ヨリ徴取スル借地料ノ収入額ヲ以テ之レカ経営処理ノ途ヲ講セザレバ何レノ時ヲ期シテカ之レカ發展ヲ見ルコト得ン²²⁾。

以上のように海軍は軍事施設と市街地の施設を同時に建設するのは難しいとみていた。都市インフラ未整備の広大な鎮海湾海軍用地において軍港と市街地の建設を同時に進めることは困難であるため、まずは軍事施設である軍港建設に優先的に着手しながら、市街地は間接経営をよしとして、土地の貸下げを通じて、その借地料を海軍の取り分にしようとした。海軍が間接経営で発展させようとした地域は軍港の後背地、つまり鎮海市街地として開発される予定の場所であった。

鎮海湾海軍用地の経営方針が出された年の翌年一九〇九年(明治四二)六月三日、鎮海湾施設調査委員会が組織された。委員は総勢一四人で、軍務局の野間口大佐、内田少佐、經理局の鈴木大監、永安少監、鈴木大本計、艦艇本部の賀義機関大佐、榊原中佐、廣願中佐、白井中監、臨時建築部の渡邊工務監、井上技師、軍令部の山屋大佐、山路大佐、中島中佐であった。⁽²⁴⁾

この鎮海湾施設調査委員会の任務は二つあった。一つは、舞鶴軍港の設備を基準とし、主に艦艇の入渠と修理などを目的として鎮海湾に必要な設備と予算を調査・報告することであった。二つ目は、鎮海湾防備隊を懸洞方面に移転する場合、必要な設計とその予算を調査・報告することであった。⁽²⁵⁾ 委員会は一九一〇年(明治四三)一月一七日「鎮海軍港施設地実地踏査報告」を作成して、海軍大臣齋藤実に提出した。この報告書は全四二頁からなり、軍港設備に関する実地調査を基にして、具体的な建設計画を明らかにしたものである。その

内容を見ると、まず当該地域を鎮守府とし軍港機能を構築する理由が述べられたのち、鎮守府をはじめとする軍関連施設や、市街、学校などを含む二七施設の建設予定地の概略が一四頁に渡って記載されている。⁽²⁶⁾ 続いて実地調査後の全委員一致の所見、鎮海軍港水道問題、官舎敷地坪数について報告されている。このうち、調査委員会の所見は六項目挙げられており、そのうちの四番目の項目は日本人と朝鮮人の居住区隔離に関する所見である。その所見によれば、「韓人ヲ日本市民ト雜居セシムルハ衛生上其他ニ於テ不可ナルヲ以テ之ヲ隔離スルヲ至当トシ悉皆徳山方面ニ移転セシムルヲ必要トス」とあり、日本海軍が軍港建設当初から朝鮮人を排除して、鎮海市街地を日本人社会として建設しようとした意図を確認できる。⁽²⁶⁾

この報告書に基づいて鎮海軍港建設計画が認可されると、海軍は本格的に軍港建設に着手した。漸次軍港施設が揃うと、市街地についても間接経営のための土地の貸下げが行われ始めた。土地の貸下げは、基本的に一九〇七年(明治四〇)に十六条で構成された「鎮海湾海軍用地貸下内規」によって行われた。⁽²⁷⁾ この内規は、一九一〇年(明治四三)になった段階で、内規作成当時に比べ、日韓關係を含めた鎮海湾をめぐる状況に相当の変化があったということなどを理由にして、当時の鎮海湾防備隊司令官であった宮岡直紀が四十七条の改定案を海軍大臣齋藤実に報告した。⁽²⁸⁾

一九〇七年の「鎮海湾海軍用地貸下内規」を見ると、第六

条で「鎮海湾海軍用地ノ借地権ハ譲渡若ハ転貸スルコト得ス」となっている。これは、一九一〇年に改定された内規でも第五条で同じ内容が明示されている。²⁹⁾このように、海軍は鎮海湾海軍用地の借用人の土地売買・転貸に対する権利を制限する内規を前提として、海軍用地内の鎮海市街地を三回に分けて貸下げした。一九一一年（明治四四）四月の第一次の三万六千坪をはじめに、同年一月の第二次では三万五千坪、一九一二年（明治四五）三月の第三次には市街地二万坪と山林一三三万八千坪の貸下げが行われたことが確認できる。³⁰⁾

表一 海軍の鎮海湾港土地貸下げ³¹⁾

	一次	二次	三次
貸下げ時期	一九一一年 四月一日	一九一二年 一月二十九日	一九一二年 三月十五日
貸下げ面積 (坪)	三万六千	三万五千	市街地 二万 山林 一三三万八千
建築竣工戸数	二千	約百	
予想人口(人)	約一万五千	約一万	約三万から五万
投資金(円)	約三〇〇万	約三〇〇万	
調査時期	一九一二年三月	一九一二年三月	一九一二年八月

海軍が鎮海湾で三回に分けて土地を貸下げたのは、「完全なる市街を造るといふ方針」から出たと思われる。³²⁾また、この土地貸下げを通じて、人口の増加に伴う市街地の活性化が

期待されたと考えられる。表一に示したように、一九一一年（明治四四）と一九一二年（明治四五）の土地貸下げ面積は、それぞれ三万六千坪と三万五千坪で、それぞれの人口数を一万五千人と一万人と予想している。一九一一年（明治四四）年の実際の鎮海の人口数を確認してみると、三五六五人で、翌年の一九一二年は五〇三八人まで増加する。これは予想値に比べると低いが、土地貸下げ事業による人口増があったことは確認できる。³³⁾第三次に至っては貸下げ面積が市街地約二十四万坪と山林百三十三万八千坪に増え、人口の予想値も三万人から五万人程度まで増加している。しかし、実際には一九一二年（大正元）の第三次土地貸下げの後にも、鎮海の人口は五千人から六千人余りで、期待したほどの増加は見られなかった。

海軍は第一次・二次の土地貸下げ事業で「鎮海湾海軍用地貸下内規」を基にして借用人の土地売買・転貸に関する権利を制限しながら、直接民間に土地を貸下げた。一方、第三次貸下げでは、教育事務の遂行の目的で設立された「鎮海学校組合」の基本財産として市街地と山林を無償で贈与し、「鎮海学校組合」が二五年の期間で民間に転貸できるようにさせた。これをもって海軍による土地貸下げは全て完了した。³⁴⁾第三次で「鎮海学校組合」に対して転貸権を認めたことは、市街地間接経営という海軍の軍港都市計画と相応しているといえる。

鎮海湾は、日露戦争へと続く日露の対立を契機に、日本海

軍の戦略的拠点として重視されるようになる。軍港都市鎮海の建設初期から、海軍は鎮海を軍港施設地域と市街地に区分し、直接経営による軍港施設地の発展と、土地の貸下げによる間接経営として市街地の発展を図った。特に、市街地については計画の段階から日本人町として建設する意図を持っていた。海軍は三回に分けて土地貸下げ事業を行ったが、第三次での「鎮海学校組合」に対しては、莫大な土地が貸下げられると共に転賃権をも与えられた。これにより、「鎮海学校組合」は帝国日本海軍の土地貸下げ事業を継承する形で市街地経営に多大なる影響力を持つこととなった。鎮海の日本人社会における「鎮海学校組合」は、当時居留民団が存在しなかった鎮海にあつて、民間団体として教育のみならず、土地貸下げ、衛生などの都市公共事業全般を担う行政機関としての機能を有していた。その活動については別稿で詳細に分析したい。

以上、都市計画について概略を見てきたが、次に都市建設過程における海軍と総督府の中で生じた管轄問題を見てみよう。

(二) 鎮海をめぐる海軍と総督府の状況

—朝鮮の植民地化による管轄問題と海軍の戦略変化—

鎮海が、海軍によって戦略的要衝の地として浮上したのは、一八九八年(明治三一)七月に桂太郎が大隈重信に報告した文書が起点となっている。³⁵⁾ 桂は日清戦争の後、朝鮮において

後退した日本の勢力を挽回するため、日本の軍隊を朝鮮に上陸させる必要があると上程した。その具体的な上陸地域を検討する過程で、佐世保軍港、竹敷要港部などとの関係を考慮して海軍は鎮海湾に注目するようになった。³⁶⁾ 一九〇四年(明治三七)二月、日露戦争の開戦を前に、大本営は海軍第三艦隊に対して鎮海湾を占領し朝鮮海峡を警戒せよという命令を発した。この時から鎮海湾は、事実上日本軍の勢力圏に入るようになった。³⁷⁾ このように鎮海湾は、二十世紀の初めにロシアを仮想敵国としながら日本の帝国領域が拡張する中で、その地政学的な重要性によって戦略的価値が注目され、海軍の軍事的要衝の地として登場してくることになったのである。³⁸⁾

日露戦争後、海軍は鎮海湾をその根拠地にするため軍港としての使用の許可を大韓帝国に要請し、一九〇六年(明治三九)八月、鎮海湾は軍港として告示された。³⁹⁾ 以後、日本の国防方針はロシアだけではなく、米、清国も仮想敵国とした。特に海軍の場合は、新しく米国を目標としてその海軍力に対抗するため軍備拡張を狙った。⁴⁰⁾ 海軍指揮下、軍港都市鎮海の建設のため、前述の鎮海湾施設調査委員会が鎮海湾での実地調査を行ったのは、このように海軍が軍備を拡張している時期であった。⁴¹⁾

しかし、帝国としての領域拡張を図っていた軍の立場とは違い、日本国内の状況は戦後財政難に見舞われていた。

一八八〇年代から一九〇〇年代まで二十年以上推進された軍備拡張と三度もの戦争(日清戦争、義和団事件、日露戦争)

の結果、国庫の正貨準備は枯渇し、日本国民は増税と国債、不況で疲弊の極に達していた。⁽⁴²⁾ そればかりではなく、日露戦争によって莫大な犠牲と負担を強いられた日本国民は、自身の生活と国家の運命がより直接的につながっていることを自覚し始め、国家と社会に対して生活に関わる要求を噴出させることになった。⁽⁴³⁾ こうした国内状況にも関わらず、日本は日露戦争の勝利を通じて帝国主義国家として膨張したため、軍備拡張を強行せざるを得なかった。⁽⁴⁴⁾ このような矛盾の中で、一九〇七年（明治四〇）四月、軍備拡張の方向性を「陸主海従」とする「帝国国防方針」が決定された。さらに海軍は、一九一一年（明治四四）に中国で辛亥革命が勃発すると、これを絶好の機会として大陸に勢力を拡張しようとする陸軍に呼応するようになった。そして海軍はその戦力展開の方針を、米國を仮想敵国とした太平洋地域への展開から、台湾を中心とする中国南部沿岸部の制海へと軌道修正した。⁽⁴⁵⁾

日本海軍の戦略の方向転換によって、それ以前に地政学的な利点から軍事拠点として設定された鎮海湾の戦略的な価値は相対的に下がった。国防戦略が中国南部沿岸海域重視へと修正されたことで、日露戦争当時には軍事的要衝地として注目を浴びた鎮海湾に対する評価は変わったのである。当時、海軍は鎮海湾を次のように評価していた。

鎮海湾二軍港ヲ作り鎮守府ヲ置クノ本意見ニハ同意ヲ表スルコト能ハズ現況ノ防備隊司令官ニアラザレバ要港部

司令官ニテ充分ナリト信ス尚ホ舞鶴旅順モ之ヲ要港部改正スルニ至当トス而シテ本軍港ノ如ク佐世保ヨリ北方ニ地ヲ選ブコトヲ止メ南方ニ進ミ沖繩台湾ニ於イテ相当ノ地点ヲ選ビ計画ヲナスコト目下ノ急務ナリト認ム⁽⁴⁶⁾

この文書は、海軍省で一九一〇年（明治四三）から一九一二年（明治四五）の間に作成されたと見られ、「井出」という押印がある。この文書で鎮海湾を要港部とし、国防戦略地点を「北方ニ地ヲ選ブコトヲ止メ南方ニ進ミ」と言及していたことは、日露戦争の当時に比べて鎮海湾の戦略的価値が低くなったことを直接示している。

この時期は、前述のとおり一九一〇年（明治四三）一月の「鎮海軍港施設地実地調査報告」に基づいて鎮海軍港都市建設が始まった時期でもあった。そして、一九一一年（明治四四）に軍事地域の背後地になる市街計画の出発点でもある土地貸下げが海軍によって施行された時期でもある。

この一九一一年（明治四四）は日本が朝鮮を併合した翌年で、植民地として朝鮮を統治するため朝鮮総督府が設置されていた。鎮海湾は先に確認したとおり、すでに一九〇七年（明治四〇）四月に軍港設置のため日本海軍に収容された地域であった。⁽⁴⁷⁾ 一方で、世界情勢の変化に伴い国防戦略が南方へ傾き始めた時期でもある。そのような情勢下、一九一一年（明治四四）に朝鮮総督府が半島全体を統治するようになる、鎮海の管轄権を巡って日本海軍と総督府との間で衝突が発生

するようになった。一九一一年(明治四四)一月九日の『朝日新聞』の記事を通じてその状況を具体的に確認してみたい。

鎮海軍港の市街計画に就き借地を出願せる者七千名に達し内出願者及び労働者馬山に滞在してその許否の辞令を待ち居る聞く所に抛れば右許否は初め海軍省にて処置すべき方針なりしも総督府の設置となり権限争ひを生ずるに至りし為め先づ是が解決を見る上ならでは出願者に対する許否も決し兼ねる事情なりと⁽⁴⁵⁾

この記事では、鎮海の土地貸下げを出願し許可をもらうために、「七千名に達」する人々が待つていたことを報じている。貸下げのために集まった七千人という数字は、一九一一年(明治四四)鎮海の人口が三五〇〇人余りであったことを想起するならば、土地貸下げによって非常に多数の人々が鎮海に集まってきたことが確認できる。この時、海軍省と総督府の間には鎮海管轄権紛争が起きたため、土地貸下げ事業の進行が遅れたのである。そして、鎮海をめぐる管轄権は一九二二年(明治四五)三月「海軍用地ノ授受ニ関スル総督府府則ノ委員心得書」で次のように規定された。

朝鮮ニ於ケル左記所在ノ海軍用地ハ明治四五年度ヨリ全部朝鮮総督府ノ所管トス

鎮海

巨済島
加徳島

梁山郡孤浦

釜山峨嵋山及絶影島

八口浦(木浦ノ沖)

仁川月尾島

永興

元山春日町

二、前項土地ノ内海軍ニ於テ現ニ使用セルモノ并ニ将来留保スヘキ地区ハ此際区別シ引繼終了後本部ニ於テ直ニ海軍省ノ管理ニ移スコト

三、第二項以外ノ地区ハ総テ総督府各部ノ主管ニ従ヒ之ヲ管理スルコト

四、第三項ノ地区管理ノ細別スレハ左ノ如シ
鎮海市街地ハ総務部ノ管理

田、畑、蘆田、塩田等ハ度支部ノ管理

山林、原野、未墾地等ハ農商工部ノ管理(後略)⁽⁴⁶⁾

上記の一項と二項から確認できるように、鎮海市街地の管轄権は一九二二年(明治四五)に総督府へ移管され、軍港施設が設置されている直接的な軍事地域だけが海軍省の管轄となった。市街地の管轄権が海軍から総督府に引継がれる過程の一九一一年(明治四四)四月一日、第一次鎮海土地貸下げが行われた。土地貸下げから鎮海市街地は急激に発展し始め

た。そこで次に、鎮海を急激に発展させたと言われる鎮海湾防備隊司令官上泉少将に注目しながら、鎮海市街地の発展状況を把握したい。

二、上泉徳弥の赴任経緯と鎮海の状況

(一) 上泉徳弥海軍少将の赴任までの経緯

前項で見た通り、海軍と総督府の間で鎮海の管轄権問題が生じた一九一一年（明治四四）九月一日、上泉徳弥海軍少将が鎮海防備隊司令官として赴任してきた。その赴任理由については上泉の伝記では、「前任者が寺内朝鮮総督と摩擦が多いので、日清役以来私が寺内伯と懇意だと云うので遣られる事になったのである」と述べている。

上泉徳弥の経歴を見ると、米沢出身で日清戦争中の一八九四年（明治二七）六月六日に運送船監督将校として遠江丸に乗船している。この時の上泉について、伝記は次のように述べている。上泉は長官に意見を具申し、戦争状態に入る前に戦時徴発令を発動するなど機宜の処置を講じたり、大阪商船会社の高級船十隻を指定して応急の用に供するなどの手腕を発揮したという。同年七月二〇日、上泉は呉鎮守府参謀になり、この赴任期間に任務の關係で陸軍運送通信部長官であった寺内正毅を知ったと述懐している。日露戦争当時の大本營の組織では、参謀総長の下に兵站總監を、兵站總監の下に運輸通信長官部を置いていた。一八九四年（明治二七）

六月六日の兵站總監川上操六によって定められた「船舶運輸事務規則」の第一条には「兵站總監ノ下ニ運輸通信長官部ヲ置キ少将若クハ参謀大佐ヲ以テ其長トナシ陸海軍参謀佐尉官ヲ以テ鉄道船舶運輸委員トス之ニ船匠師、海軍兵曹陸軍囑若干ヲ附ス」と明示されている。その第三条には「運送通信長官ハ旨ヲ兵站總監ニ受ケ船舶運輸ノ計画ヲナシ其実行ノ責ニ任ス船舶ノ使用ニ就テハ直ニ船舶ノ会社或ハ事務取扱所若クハ艦長ニ下命スルヲ得」と示して規定されていて、当時の寺内が負った任務は運輸の計画を立てることであって、船舶の使用については海軍や船舶会社とも関わる事が想定されている。さらに、第七条では「各運送船ニハ監督ノ為メ海軍尉官及ヒ要スレハ下士卒若干名ヲ乗組マシム此監督将校ハ運輸通信官衙ノ指揮ヲ受クル者トス」と書かれてあり、当時監督将校であった上泉が海軍所屬でありながら、陸軍の指揮下にあった制度的な背景が分かる。これらのことから、上泉が日清戦争時から陸軍側と任務上關係があったことが確認できる。

義和団事件があった一九〇〇年（明治三三）に、上泉は六月から一〇月にかけて太沽と芝罘間の警備を担当した。当時太沽は陸軍の上陸拠点となっていたが、運送設備の不備のため、先発の福島混成旅団の上陸が困難であった。それを援助するよう東郷常備艦隊長官の命を受けて、上泉は陸軍の上陸並に糧食の補給も担当した。また、陸海軍が協議して太沽、仁川の通信連絡設備を設置する議論が起った時の話から

も、上泉が手腕を発揮したことがうかがえる。上泉は、この時、大北電信会社が芝罘—大沽間に海底電信を敷設しているのを知り、大北電信会社が通信局として使用する建物を、通信兵は派遣して探させ、見つけた建物を同社に提供する等の便宜を与えた。その結果、大北電信会社の通信局地下室に日本の電信局を秘密裡に設ける諒解を得て、野戦通隊員を配置し通信連絡上非常な便宜を得た。この通信連絡網の掌握によつて、北清の状況を逐一把握することができたという。^⑧これら上泉が実際に担った任務の性格を海軍省史料によつて確認してみよう。「明治三十三年清国事変海軍戦史抄巻五」に、次のような記述がある。

陸軍輸送補助ト特別陸戦隊—陸軍運輸通信補助ノ為メ大沽運輸通信支部及運送船等ニ派遣シアリアル上泉海軍中佐以上将校下士卒ハ其ノ輸送事業モ殆ント完結ニ至レルヲ以テ悉ク帰艦セル旨十一月三十日羽司令官ヨリ電報アリ^⑨

この文章から、上泉が陸軍の運輸通信補助のために、大沽に派遣されてその輸送事業を終えたことが確認できる。寺内はこの時、参謀次長で兵站總監を兼任していた。上泉はこのような経歴を経て、一九〇三年（明治三六）末に海陸軍連絡委員会委員となった。この海陸軍連絡委員会は、陸軍から児玉源太郎参謀本部次官、井口省吾、松川敏胤、福島安正、大

沢界雄の五名、海軍から伊集院五郎軍令部次長、中野直技、松井健吉、そして上泉の四名からなり、開戦準備に当たっていた。^⑩委員会での上泉の職務は、陸軍との連絡係で、その円滑な意思疎通を計るために、参謀本部と軍令部で宴会を催したりもした。^⑪上泉自身にも陸軍と海軍は良好な関係でなければならぬという意識があった。^⑫このように日露戦争を前後して、上泉は海陸軍の運輸の連携のみならず、本来疎遠であった陸海軍の参謀らの間を取り持ち、円滑な関係を築く仕事を担当するようになった。一九〇四年（明治三七）二月一日には大本営鉄道船舶運輸委員になり、大本営にあつて運輸方策に尽瘁したという。^⑬同年三月四日に海軍軍令部から大本営陸軍副官宛に当時鉄道船舶運輸委員であつた上泉の履歴書が送られたことは、海軍と陸軍の直接の媒介者としての検証や確認作業であつたと考えられる。^⑭直後の四月一日には、運輸通信長官部派出員として戦地に赴き運輸業務に従事した。^⑮その件について、同年同月一六日付で陸軍省から次のように報告がなされている。

陸軍省受領 満密受第一三五二号 満密人受第一一九号
大本営陸 副臨第八四一号第一

明治三十七年四月十六日

参謀総長大山巖（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

別紙ノ通運輸通信長官ヨリ報告有之候間及通報候也

四月十九日

写大本營陸 副監受第一四三号 四月十五日

鉄道船舶運輸委員 上泉徳弥

運輸通信長官部派出員トシテ戦地へ出張ヲ命ス

四月十七日東京出發字品ヨリ官船乗經約一ヶ月ノ後帰京

ノ予定

右及報告候也

明治三十七年四月十五日

運輸通信長官 大澤界雄

參謀総長伯爵 大山巖殿⁽⁶⁶⁾

この報告から確認できるように、上泉の出張について、陸軍參謀総長大山巖が陸軍大臣寺内正毅に報告していたことが分かる。また、上泉は同年の八月一日からは碓泊場司令部業務視察のため戦地へ出張を命じられた。碓泊場司令部は船舶輸送司令官の隷下で陸軍運輸部に属する。この時の上泉は乃木希典第三軍司令官に随って旅順攻略戦における苛酷な苦戦の状況を見たという。その後、帰途に乃木司令官より東郷平八郎連合艦隊司令官への伝言を託せられて伝えていた。⁽⁶⁸⁾これを「海陸両将の連携の意義深い任務」として、上泉は考えていたようである。⁽⁶⁹⁾

これらの史料から確認できるように、上泉は海陸両軍の連合作戦にあつて各方面に出張していた。その上泉について陸軍省がどのように評価していたのかが分かる史料がある。「大

本營陸副臨人第五九七号第一」に次のようにある。

十月二十七日 総長ヨリ海軍々令部長へ 海軍中佐上泉徳

弥 右者今回戦役ノ初ヨリ鉄道船舶運輸委員トシテ軍隊

軍需品輸送之計画ニ参与シ我カ陸軍之輸送業務ヲシテ良

好ナル結果ヲ現ハスニ到ラシメタル効績甚ク顕著ナリト

認メ候ニ付此段及通牒候也⁽⁷⁰⁾

一九〇四年（明治三七）一〇月の陸軍參謀総長は山縣有朋で、海軍軍令部長は伊東祐亨である。「我カ陸軍之輸送業務ヲシテ良好ナル結果ヲ現ハスニ到ラシメタル効績甚ク顕著ナリト認メ」という部分から、陸軍省で上泉が好評を得ていたことが分かる。このように日露戦争前後より、上泉は海陸両軍をつなぎ、活躍できる人物として注目されていたと考えられる。翌年の一九〇五年（明治三八）の二月には上泉を韓国へ派遣するという陸軍省からの文書が確認できる。⁽⁷¹⁾当時の運輸通信長官であつた大澤界雄が作成したもので、鉄道船舶運輸委員であつた海軍大佐上泉を輸送業務実施のために韓国へ派遣することを命じる内容である。この時期の上泉は輸送業務実施のため韓国の後に樺太へも派遣された。⁽⁷²⁾このように上泉は陸軍との連携業務に継続して携わつていたことが分かる。

日露戦争終結後の同年二月二〇日には、參謀総長から海軍大臣山本権兵衛に送られた文書の中で陸軍省から上泉に四ヶ月間大本營の残務整理を命じる形になっていることが確

認⁽⁷⁾できる。つまり、大本營の解体作業に携わっているのである。このように、上泉の人事は、海軍省のみならず陸軍省にも直接関与していたことがわかる。

以上から、上泉は鎮海防備隊司令官として赴任する以前、日清戦争から日露戦争の終了まで、兵站関係の仕事を担当しながら海陸両軍の連絡係や仲介者としての任務を果たしてきたことが分かる。その過程で陸軍省からも高く評価され、漸次その任務の範囲が作戦に直積的に関わるような参謀らの連絡係になっていったことも確認できる。そして朝鮮が植民地になり、海軍と総督府の鎮海管轄権問題が生じると、朝鮮総督寺内正毅との関係がよく、陸軍とのパイプを持っていた海軍省の人物として、上泉を鎮海に赴任させる力が働いたと考えられる。

(二) 鎮海市街地の発展

海軍の軍人でありながらも、陸軍省と関わりをもち様々な任務を遂行してきた上泉が鎮海防備隊司令官になったのは、一九一一年(明治四四)九月一日である。赴任当時の鎮海の状態について、上泉は以下のように延べている。

世間では鎮海のある大建設計画を私がやった様に伝えているが、実はあれは海軍省の計として私の赴任よりずっと以前に立案されたものである。前任者が寺内朝鮮総督と摩擦が多いので、日清役以来私が寺内伯と懇意だと云

うので遺られる事になったのである。行つて見ると広範たる草っ原で手を着けた所は一箇所もない。そして市街地予定の九割九分までは政商が借地権を握り、名目だけの借地料で何もやらずに利権だけを守っている有様であつた。⁽⁸⁾

この回想によれば、赴任当時の鎮海において、その市街地建設計画はすでに立てられていたが、まだ実行に移されていなかった。その背景には、借地権を握っていた政商が建設などにも影響を与えていた様子もうかがえる。これらの状況を打開するため、上泉は借地規定の「借用許可になつてから満一年以内に建築工事に着手せざる時は借地許可を取消し、借地を取上げ得る」という条項に則り、この規定を履行する旨の声明を出した。⁽⁹⁾同年一月一日付の『朝日新聞』の記事が次のように伝えている。

鎮海の取消処分▽上泉鎮海司令官談

△鎮海湾懸洞新市街土地貸下に就き正規の期間内に家を建設せず或は当局の嚴禁せる土地の転売転貸を行ひ或は広大なる面積に申訳的なる小屋を建てて当然權利を得たるかの如く装ふ者に対しては十二月限にて断然たる許可取消処分に出づべきは曩に余の言明せる処なるが之に驚駭狼狽せしものか△狡猾なる出願人等は益々秘密の間に転貸を行ひ相場も著るしく葛藤したる

様子なるが此場合如何に急遽家屋を建設せんとするも残る一ヶ月のみにては到底完成も覚束なく結局取消処分
に遭遇すべきは明白なる次第なれば狡猾なる商人等に
乗せられて秘密の間に高価なる土地の転貸を強られ
最後に買取りたるものの如きは最も気の毒なる羽目に
陥らざる可らず左れば此等の人々は寧ろ却て新に出願
して当局の許可を俟つ方安全にして利益なりと言はざ
る可からず是余の再び警告せんと欲する所なり⁷⁾

上泉は、自分より先に鎮海に入ってきた政商などの出願人らと、土地の貸下げや建設工事の着工を巡って対立関係にあつたようである。海軍省は、市街地に関しては土地貸下げを通じて間接経営とする予定であつたので、政商の問題は解決すべき懸案であつたと考えられる。このような鎮海の状態に変化が見られるようになったことは、上泉の赴任から約半年後であつた。『朝日新聞』一九二二年一月二五日付の「鎮海湾の発達」という記事では次のように伝えている。

鎮海湾懸洞は作秋上泉海軍少将が防備隊司令官として赴任以来鋭意土地の繁栄を企図し今や面目一新せり更に第一回土地貸下げを行ふや僅々八ヶ月間に六百の家屋建設せられ続いて第二回貸下を行ふや現在疊一枚三円の家賃に騰貴し付近の朝鮮部落に在る三千人余の郡民は近く此新市街に移住し来らんとするの形勢にして九十の数を有

せる各種東京組合の如きは新に貸下を得て模範的大管工場を建設せんとしつつあり落成の上は南鮮実業界の中堅たる地位に立つべき抱負なるが各種行政及交通の機関も漸次完備する所あり（後略）⁸⁾

記事によれば、上泉が鎮海湾防備隊司令官として赴任した後、土地貸下げによつて市街地の開発が進展し、家屋建設と人口増加、工場の建設などが実現した。今後は行政機関と交通機関というインフラの拡充が期待されていることがわかる。このように一九二二年（明治四五）まで鎮海市街地は、上泉が主導した土地貸下げを規範として、建築事業などが発展したと考えられる。次に掲げる資料は、一九二二年（明治四五）五月四日の『朝鮮新聞』に掲載された、鎮海の最近状況として行巖湾の貿易状況を表す記事である。

行巖湾税関去月廿六日（四月廿六日）迄の貿易額は移出千〇九十円移入二万四千四百十円計二万五千五百三十一円なるが今一月以後の貿易状況を示せば四月廿七日入港の帆船にて海軍建築支部用セメント八百樽の移入ありたれば体大に於て前月と大差なかるべし⁹⁾

	移出(円)	移入(円)	合計(円)
一月十五日	—	五、五九六	五、五九六
二月	五二	一四、三〇四	一四、三五六
三月	七五〇	二八、二四四	二八、九九四
四月日迄	一、〇九〇	二〇、四四一	二一、五三一

この記事から、同年一月までの移出と移入の合計額と比べ、四月の合計額はその約四倍に至ることが確認できる。五月にも移入額に海軍建築支部用のセメントが予定されていたことから、建築関係の移入が多い事情が把握できる。特に、五月一二日の記事では移入重要品として木材、板、瓦、竹、薪材、木炭、石炭、セメント、などが挙げられて、建築材料見越の移入が多かったことが示されている。以上のことから、土地貸下げに基づいた建築事業が活性化したことが分かる。

他にも、五月一日の『朝鮮新聞』の記事からは、海軍記念日を迎えて市街地で大祝賀会が大々的に催され、「非常の盛況にして官民五千の祝賀会あり余興其他にて市中湧くが如くなりき」と伝えられている。この時期は借地料の納入成績も「佳良」とされている。このように、海軍の土地貸下げ事業に伴い、建設景気が良くなったことに基づいて、市街地では全体的に好況を呈していた。これのみならず、東洋拓殖株式会社からもこの頃、海面埋立とその他、各種事業を営営する出張所を設けるため、宇佐川一正総裁が視察に来たことが報じられている。神戸川崎造船所長の松方幸次郎の借地料が

一ヶ年分として三万二千円余に及ぶことや、松方が鎮海にある鉱泉会社の創立委員長となつて、京阪神の紳士紳商・朝鮮貴族数名と馬山・鎮海の有志十餘名の発起で同事業を進めていた状況なども報じられている。このように、鎮海の市街地の発展には海軍や総督府と共に、様々な日本人資本家や有力者も来て関与していたのである。同月二十八日には上泉徳弥の投稿と見られる「鎮海現在及び将来」という記事が、『朝鮮新聞』に掲載されている。ここでは市街建設事業や漁業などの実況と将来の大発展への展望が書かれていた。上泉はこれらのように好景気を呈するようになった鎮海に関して、さらに大軍港都市としての発展展望を新聞で述べていた。

以上のように、土地貸下げと建設工事の進展に伴う鎮海の好況は、同年の上半期まで持続した。同年五月二二日には東京から二五人の記者団が視察団として鎮海を訪問し三日間滞在した。記者団が帰った六月、『読売新聞』と『朝日新聞』といった中央紙では、鎮海の発展に伝える記事を、七〜八回の連載で掲載した。これらの記事では、上泉海軍少将を鎮海の発展を主導している人物として注目し紹介している。同年六月二〇日の『読売新聞』「鎮海昌原記(七) 好漢上泉徳弥」では、次のように書かれている。

鎮海繁昌記、尚ほ一回を追加して吾輩は茲に鎮海軍港司令官海軍少将上泉徳弥氏を紹介したい。上泉が無ければ、鎮海は無い、或る意味に於て鎮海は朝鮮の鎮海でなく上

泉の鎮海である。上泉を研究するにあらざれば、眞の鎮海は了解が出来ない。(中略)上泉氏の粗放なる遣り口と、寺内伯の極めて集約的な遣り口とは、植民地政治上好個の対照である。もちろん鎮海市街地は四月一日より総督の管轄に移り、又上泉氏の本職は軍港司令官に在りとも雖も、事実には鎮海と上泉徳弥とは切つても切れぬ間柄である、彼は上泉司令官閣下ともなれば、学校組合管理者ともなり、「上泉旦那さん」ともなれば、「徳の野郎!」ともなつて、鎮海大軍港の建設に日も是れ足らざる間に在つて、尚鎮海市街の開發に心血を注いで居る。

鎮海防備隊司令官として鎮海に赴任した上泉は、鎮海市街地建設に「心血を注い」でその経営者として主導的な役割を果たした。特に大規模な土地貸下げ事業を足掛かりにして、「鎮海大軍港」の建設と、市街地の建設・経営を推し進めた。ただし、この土地貸下げ事業を通じて上泉が主導した軍港都市鎮海の發展規模と、海軍省が構想した規模とは差があったと思われる。前述のように一九一〇年代に入つて鎮海灣に對する日本海軍の戦略的価値が日露戦争時と比較し下がったため、海軍内では鎮守府ではなく要港部とするべきとの意見も強かつた。加えて、日本国内の經濟的不況が軍港建設の資金問題にも影響し、鎮海都市建設計画は当初の計画よりも縮小されたのであろう。そうした政治的・經濟的狀況の中で、上泉は土地貸下げ事業を通じて鎮海を大軍港都市へと發展さ

せることを目指したのである。

上泉主導の下で行われた積極的な土地貸下げ事業の展開によつて鎮海市街地は活況を呈しつつあつたが、一九二二年(明治四五)七月に上泉の転任が決定されると、その狀況は一変した。当時の新聞記事から上泉転任の経緯を整理すると、同年六月に東京へ上泉が上京していたとき、上泉より鎮海北方市街地貸下げを中止する旨の打電があつた。その理由としては残地が少ない狀況で、おそらく東京から大口の申込があるためであるとしている。そして上泉は六月一日に新橋を出發して鎮海に向かつたことが確認できる。それから僅か十日後の一日には上泉の転任が新聞で報じられ、後任者は未定とされてゐた。

上泉転任というニュースが鎮海の人々に与えた衝撃については、同年七月の『読売新聞』や『朝日新聞』の記事から知ることが出来る。まず『読売新聞』の記事である。

鎮海防備隊司令官海軍少将上泉徳弥氏が突如として山田大佐と入れ換りに横須賀水雷團長に左遷せられたるは頗る海軍部内を喫驚せしめたり上泉氏は世人の知る如く軍人には珍しき政治的材幹なるのみならず一代の寵児財部彪氏と其進級の速度を均うしつつありし英俊にして其将来には多大の望みを囑せられつつありしが好漢常に「遣り過ぐる」の感無からず鎮海に於ける経営施設の如きも亦此の弊無しとせず彼のラジウム水の吹聴に努め且

つ鎮海開発のためには二十萬坪の海軍用地を一営利会社に貸下げ或ひは斎藤湾を開放して之に接続せる海軍用地を学校組合の基本財産として貸下げ敢て意に介する無し此如きは即ち今左遷の表面的理由なり (後略)⁽⁸⁾

この記事では上泉の能力を高く評価しながらも、「遣り過ぐる」の感無からず」とも評し、左遷もやむを得ないとしている。特に注目されるのは、「ラジウム水の吹聴に努め且つ鎮海開発のためには二十萬坪の海軍用地を一営利会社に貸下げ或ひは斎藤湾を開放して之に接続せる海軍用地を学校組合の基本財産として貸下げ敢て意に介する無し」という点である。市街地発展と直結した貸下げ事業を「先にやりすぎた経営施設の弊害」として指摘したことは、上泉の鎮海経営速度や規模が海軍省の意図とは一致しなかったことを表す。さらに、こうした理由をあげながら、「左遷の表面的理由」と結論付けていることから、海軍内部のより重要な理由があった可能性を示唆している。

次に、上泉転任に関する『朝日新聞』の記事をみると、鎮海の市街地開発をめぐる海軍内での評価や海軍省内の上泉をめぐる状況が推察される。

上泉少将転任の由来 上泉海軍少将が今回横須賀水雷團長に転補されたるに付鎮海市街發展上に大恐慌を來せるは当然の結果なり (中略) その転任事情を聞くに全く上

泉將軍が彼の因循姑息なる海軍当局の取れる施設に反し大規模なる發展策を講じ之が経営着々進捗しつつあり過般東京記者團一行が同地を親しく視察し其發展の意外に顕著なること共に上泉少將の施設宜しきを賞揚し且同少將は海軍部内にありては財部以上の人物なるかの如く賞揚したると端なく財部次官の妬心を買ふに至りたるものにして其結果海軍省としては鎮海市なるものを斯く迄發展開発するの必要なしとの極端なる消極方針を執るに決したるものの如く為に上泉少將を横須賀水雷團の如き閑地に葬り財部氏の腹心たる大佐山田猶之助氏を新司令官たらしめ以て片端より上泉少將の施設を破壊せしめんとする方針なるがゆえに鎮海貸下地大激落を告げ之が為め貸下契約せる幾多資本家の打撃を蒙るは甚大なり (後略)⁽⁹⁾

この記事でも、まず上泉に対しての世間の肯定的な評価が現れる。ただ、これを前提にしても上泉が主導した土地貸下げ事業を通じた鎮海の發展と開発は、海軍省の鎮海建設の青写真とは違ったようである。「斯く迄發展開発するの必要なし」という文章に表れるように、海軍省の鎮海に対する見解は、一九〇七年 (明治四〇) に鎮守府の設置を念頭に置いて実施した鎮海湾調査の時とは大幅に変化していたのである。

一方、上泉の伝記では転任の理由について二つの理由を挙げてゐる。一つは市街地予定地を巡る政商との関係で、借地

権の問題で上泉と葛藤があつた政商が東京で運動を始めたといふ⁽⁹⁷⁾。そこで海軍省に呼ばれた上泉が財部彪に怒りをあらわにする事態が起きたことである。もう一つは、鎮海の電気事業の出願を巡つて、利権屋などと問題があつたが、その利権屋の不正に上泉の部下が関わつていたことである⁽⁹⁸⁾。このように市街地の發展を巡つて上泉がある種の勢力と対立關係にあつた可能性は他の記事でも確認できる。例えば、『読売新聞』一九一二年七月一七日付の記事「裏面に又裏面あり 財部次官と御用商人」は、以下のように指摘している。

(前略) 上泉氏は從來ダニの如く鎮海の心臓に喰入り居れる某御用商人を一蹴の下に放逐して爾來海軍用品の購入より諸建築に至る迄悉く會計法の明記せる處に従つて公平なる競争入札の方法に拠ると共に市民を督励して鎮海の開發に努力し着々として実践を挙げ一ヶ年にして人口二万の新都市を形成し松方幸次郎氏の鉄鋼泉会社大蔵組の木材会社遠藤某の鎮海水産会社等を始め続々として資本家の新事業を企画する者現れ来り茲に於て此機逸すべからずとなし先に鎮海を逐はれたる某御用商人は財部次官に詰問して曰く「上泉の遣り方を海軍省は何と見る乎彼の背後には幾多の投機師と羽織ゴロと在り彼が裏面に立つて種々と軍人にあるまじき事業を試むるは実は其等山師共の傀儡たるなり、当初余を退けたるも是れあるが為めのみ」と更に権兵衛伯に行て之を訴へ是より軍令

部の參謀山路一善氏をして横槍を入れしむるの段取となりたるものにて上泉氏の左遷に依つて鎮海の市価十分の一に下落すとの電報到着するやほくそ笑みしたる某御用商人は鎮海土地借占めの為め即刻一二の手代を同地に急派せりといふ鎮海の市民が前例無き騷擾を極めつつあるも我々の一派が今回の処置に公憤を發して飽逆反抗を試みんと欲するも実は此れが為のみと語れり尚鎮海の上京陳情委員は本日頃到着すべき筈なり⁽⁹⁹⁾

この記事では、上泉が御用商人と土地の入札を巡つて対立があり、その入札方式を競争に変えたことを示している。この記事で確認できる三人の松方幸次郎、大蔵組、遠藤は大資本家で、当時の鎮海への投資が大規模であつたことが推察できる。また、このように大資本家の流入と競争入札方式が問題になり御用商人から不満があつたことを指摘し、その不満が海軍の重鎮である山本権兵衛に訴えられ、軍令部を動かすことにつながつたとしている。その結果、上泉の転任が決まり、地価は下落し市街地の状況が変わり始めたと報じているのである。これらの政商等との關係は転任の直接的な理由とは思われないが、貸下げを巡つて政商と対立が存在していたことを考慮すると、その転任に影響を及ぼした可能性は大きいと考える。

以上のように、鎮海建設に関して海軍省とは異なる方策を立て実行し、政商との対立が表面化した上泉少將の転任は必

然的であったと言える。上記の記事や伝記では海軍省次官の財部との関係に言及しているが、当時上泉は、退役した海軍大将山本権兵衛の婿であった財部と対立的な関係にあったとも言われ、そのことが上泉の海軍省内での政治的な立場を弱めていた可能性がある。さらに、上泉の赴任時にはまだ懸案であった海軍と総督府との市街地管轄問題が、同年四月を起点にして収束に向かったことも関係があると考える。つまり、上泉は鎮海における海軍と総督府の双方につながりを持ち、両者の円滑な関係を構築できるといふ期待の下で選ばれた経緯から、両者の関係が落ち着いた段階で期待された役目が終わったとも言える。とはいえ、市街地発展にあって主導的役割を果たしてきた上泉の転任は、鎮海の社会に影響や変化をもたらしたと考えられる。そこで次節では、上泉の転任を巡る鎮海の日本人社会の反応やそれに対する海軍と総督府の対応を中心に探っていきたい。

三、鎮海市街地上泉少将留任運動と 海軍・総督府の対応

(一) 鎮海市街地における上泉徳弥転任の影響

新聞を通じて鎮海の市街地発展の状況が日本国内に報じられた直後、海軍省では上泉の転任を決定したと考えられる。前節でみたように、上泉の主導した鎮海の開発と海軍省の計画意図とは一致しなかったため、海軍省の決定は急であった。

新聞報道で上泉の転任が確認できる最も早い日付のものは、一九一二年七月一日発行の『朝日新聞』の記事「鎮海事務引継期」である。

今回鎮海湾防備隊に任せられたる海軍大佐山田猶之助氏は検定射撃を終へ次第来る二十日頃横須賀出發東京を経て二十二日頃着任すべく之と同時に上泉少将は事務の引継を了し二十三日頃横須賀に赴任すべし(後略)⁽¹⁰⁾

この記事によれば、上泉は一九一二年七月二日に鎮海防備隊司令官の任務引継ぎを終えて横須賀へ向かうことになっている。一方、上泉の後任として鎮海に着任することになった田猶之助は当時海軍省次官の「財部系統の人物」であった。⁽¹¹⁾ 鎮海市街地にこのような海軍の人事に関する一報が伝わると、市街地の繁栄を主導してきた土地貸下げ事業は急激に不況に陥った。⁽¹²⁾ これは上泉の手腕で東京や大阪から鎮海に来た多くの資本家が統々離脱し始めたためである。その具体的な状況は次の「鎮海事業頓挫」という題目の記事で確認できる。

上泉司令官の手腕に信頼し東京並に京阪地方の資本家に依り計画せられ今や着々その進捗を見つつありたるに突然同司令官の更迭に依り中止を申込み来りたるもの及び見合せの姿となりたる重なる事業は(一)資本金五千万

円の鎮海水産会社(二) 五千万円の木材会社(三) 百万円の鎮海米穀取引所(四) 日鮮人六十名の發起人を以て今日既に二倍の株の申込あるラジウム会社(五) 大阪百三十銀行(六) 山形正雄氏の鎮海大病院(七) 廿万円倉庫会社(八) 齋藤灣埋立などの由にて市民への影響実に大なるものなり

まず「上泉の手腕」によって資本家たちが鎮海に吸い寄せられたことを伝えている。記事で言及されている金額だけを合わせても二二〇万円を超えており、一九二二年(明治四五)の鎮海市街経営費として計上された予算額五万三千円と比較してみても、その規模がけた違いに大きいことが分かる。この記事のみならず、他の記事でも、一ヶ月前まで好況であった鎮海市街地では、上泉の転任と同時に「市民の驚愕と悲観とは実に其極度に達し地価は突然約十分の一に下落し泣く者あり叫ぶ者」あり、「全市恰も火の消たるが如き光景」が現れたと伝えている。

上泉が横須賀へと転任した一九二二年七月に、海軍による土地貸下げが終了した。そのころ「鎮海学校組合」は、海軍から貸下げられた土地を民間に転貸していた。上泉の転任が発令されるまでは、彼の影響力で東京や大阪など各地から多くの民間の出願者が押し寄せて来ていたので、「鎮海学校組合」が民間に土地を転貸するのに困らなかつた。しかし、上泉の転任と共に資本家たちも鎮海から撤退して土地貸下げ事

業は下火になり、そっくり「鎮海学校組合」がその後始末を受け持つことになった。一般市民を相手に土地貸下げ事業及び市街地の多様な公共事業を展開していた「鎮海学校組合」にとって、上泉の転任は死活問題であった。このような状況の中で、七月一〇日、「鎮海学校組合」臨時会議が開催された。「鎮海学校組合」はこの臨時会議を通じて上泉の留任を請願する市民大会の開催を決定し、市街地の発展に関する善後策を講じた。また、この会議で学校組合管理者の永野忠蔵が市民総代になって、西園寺公望首相と齋藤実海相に上泉司令官の留任を電報で請願するに至つた。以下の記事から鎮海学校組合の人々が鎮海市街地で海軍当局をどのように思っていたのかが読み取れる。

鎮海市民の死活問題たる上泉司令官の留任に就ては十日の有志大会の決議に基き十一日午後三時幸座に於て市民大会を開き海軍当局の無責任を論難攻撃し激昂せる市民は勿論各労働者に至る迄斯各自其の業を休み善後策に腐心しつつ其しつつその真情察するに余りあり海軍当局の無謀も茲に於て極まれりといふべし

「鎮海学校組合」は、七月一日に前日の臨時会議での決定に基づき上泉司令官留任のための市民大会を開催した。この留任請願が起きたのは上泉の転任が市街地の不況の直接的な原因と理解されたためである。したがって、鎮海市民は上

泉の転任を決定した「海軍当局の無責任」を「論難攻撃し激昂」して、上泉留任運動を展開したのであった。以下の記事から、一日に開催された市民大会の具体的な状況が理解できらる。

昨十一日午後鎮海幸座に於て開会せし民大会は鎮海市民の大死活問題たるを以て来会するもの無慮六千余名に達し座内立錫の余地なく座外は無論道路に至るまで溢出し来り争ふて演壇に昇り或は海軍当局の無責任と無謀無知等を論ずるものあり或は市民の覚悟及決心を促す者もありて激昂と憤慨とは其極に達し来り此の儘にて進行せば如何なる危険を出来するやも計り難さを以て会主たる学校管理人者中野忠蔵氏は起つて左の決意文を朗読し満場一致を以てこれを何気せり

- 一、上泉司令官閣下の留任を其筋に嘆願すること
- 二、鎮海に対する従来並に今後の海軍の方針を問ふこと
- 三、善後策を講じ發展を計るため繁栄会を設くること
- 四、当地の状況を其筋に陳情すること
- 五、前記各項の実行を計る為に委員十名を選定すること

上泉の留任を「鎮海市民の死活問題」とする雰囲気の中で

開かれた「鎮海市民大会」の主催者は、当時の「鎮海学校組合」管理者の永野忠蔵であった。このように、「鎮海学校組合」の積極的な態度は、上泉が主導した土地貸下げ事業が「鎮海学校組合」へ継承され、「鎮海学校組合」が市街地の間接経営を主導していたことに起因する。また、土地貸下げ事業を通じて、教育のみならず、市街地における土木、建設などにも関わって、鎮海市街地の実質的な行政主体として「鎮海学校組合」が活動するようになったことも関係する。そして、上泉の転任で今までの市街地開発の方策が活路を失うと、「鎮海学校組合」を代表する学校組合管理者は「鎮海市民大会」の主権者として、また「市民総代」として積極的な動きを見せた。このことから「鎮海学校組合」は鎮海日本人社会で中心的な自治団体としても機能していたと思われる。

「鎮海学校組合」が中心とするこの市民大会の参加者数は六千人に達し、「座外は無論道路に至るまで溢出し」ている状況であった。一九一二年（大正元）の鎮海市街地人口が五千三十八人であることを考慮すると、この報道は若干誇張されている可能性があるが、それ程、上泉の留任請願は市街地全体の構成員にとつて重要な問題であった。

市民大会で決議された五つの項目を見ると、一つ目は何よりも上泉司令官の留任嘆願である。続く四つの内容は鎮海市街地の不況に対する直接的な打開策に関わることで、鎮海市街地の経済の活性化のために海軍側の積極的な関与を求めていることがわかる。これらの項目を見ると、鎮海市民は上泉

がそれまでに実行してきた方針が、その転任後に変更されるかあるいは中断されることを危惧していたと思われる。鎮海では上泉の手腕が大きく作用した土地貸下げ事業を基盤として他の事業が計画されてきた経緯がある。それ故に、上泉の転任は東京や大阪からきた資本家が続々抜け出すという事態を招き、市街地は急激に不況に陥ったのである。鎮海市街地ではこの状況を打開するため海軍の協力を優先的に得る必要があると判断したと考えられる。したがって、「鎮海市民運動」では市街地の状況を海軍当局に伝え、今後の方針についての意向を聞くとした。鎮海市街地ではこのような海軍の方向性を確認するに止まらず、市街地の発展のために自ら「繁栄会」を設置して、一〇人の実行委員を選定することを決議した。

鎮海市民大会の決意文に基づき、同年七月一三日に原田由太郎を含めて実行委員一同は西園寺首相と斎藤海軍大臣宛に上泉司令官の留任を再願した⁽¹¹⁾。上泉の留任に関する請願は、鎮海市街地だけではなく馬山でも行われ、「上泉司令官更迭は馬山の繁栄にも非常なる影響を及ぼすものなれば商業会議所は昨日臨時会議を開き同司令官留任請願をなすことに決定せり」ことが伝えられている⁽¹²⁾。また、鎮海市街地周辺に居住する朝鮮人も、「毎日の労働生活に大関係を及ぼす」ので司令官の留任請願の運動を開始していることは注目される⁽¹³⁾。上泉司令官の留任運動は鎮海の日本人から始まり、近隣の馬山、鎮海市街地周辺の朝鮮人からも起きたのである。

上泉の留任請願運動が起こった後、鎮海では四人の陳情委員が財部次官と会見するために海軍省を訪ねた。この訪問で交わした会見の内容は次の通りである。

鎮海陳情委員たる原田、中山、井出、渡邊の四氏は昨二十日午前海軍省に財部次官を訪ひ大体左の四項に付き熱心陳情する處あり財部次官も大に其の意を諒とし両者間の意思頗る疎通せりと

(一) 上泉司令官留任請願の件

(二) 土地貸下規則第三十五條改正の件即ち現行規則は表面上は土地の伝貸を禁止し居るも既に第一第二の貸下も殆ど完成謂は、過渡時代を経過したる今日尚此の規則儘存するは開發上障害ありとの事

(三) 昌鎮鐵道(昌源、鎮海間の線にして總督府にても既に予定線となし居る者)の速成に関する件

(四) 上泉前司令官の留任到底不可能ならば切めて前司令官の施設に対し意思を繼承する方法を探る事

右の内第二以下の三項に対しては財部次官も大に理由ありと認めたるらしく更に精細に具体的説明を附して具申すべきを慫慂したれども第一項の留任問題に就きては事苟も軍政上の施設に関し一局部の都合など考慮するの違なし従つて鎮海一局部の為に此の大柄を変更するは到底

出来ぬ相談なり併し前司令官が鎮海のため心血を注ぎたるに對し諸君の好意を無にせざらん為に請願書は大臣に傳達すべしと答へたりと云う因みに一行は明日再び次官と会見する筈なりと⁽¹⁰⁾

会見内容については、「鎮海学校組合」の土地貸下げ事業に直結する「土地貸与規則」について言及しているのが確認できる。陳情委員のメンバーについてみると、「原田」「井出」「中山」「渡邊」の四名となっているが、そのうち中山と渡邊は第一回「鎮海学校組合」の平議員であった中山辰二郎と渡邊録造で、原田は第二回「鎮海学校組合」の平議員であった原田芳太郎と推測される。当時の鎮海市街地で土地貸下げの關係の業務が可能であったのは、海軍当局を除くと「鎮海学校組合」しかないためである。

会見で財部次官は、上泉司令官の留任請願の件を除く他の三件については肯定的に回答している。実際、会見翌日の七月二三日、「貸下地の家屋竣工期は九ヶ月を三ヶ年に延期され鉄道は速成に着手の筈」という決定がなされた。⁽¹¹⁾このように市街地発展に関わる内容は受け入れられた一方で、上泉の留任は叶わなかった。

上泉の転任は、彼が主導した大規模な土地貸下げによって招かれた資本家たちの流出に繋がった。それによって不況に陥った鎮海市街地の整備は、土地の転貸権を持つ「鎮海学校組合」に託されることになった。そして、「鎮海学校組合」

の主導で上泉留任を求める鎮海市民運動が起きたと考えられる。つまり、一九一二(明治四五)年に鎮海市街地で起きた上泉少将留任を請願する市民運動は、日露戦争以後の朝鮮及び中国や台湾などを巡る国際的状況の変化と同時に、海軍の国防方針戦略の変化に伴う鎮海湾の戦略的価値が変化する中で、海軍と総督府、そして市民らの市街地の利害を巡って葛藤が生じ現れたものと言える。

(二) 鎮海市街地に対する海軍および総督府の対応

新都市として建設された鎮海市街地において、その都市建設の主導的な役割を担った上泉の転任は、市街地の発展に直接影響すると見做された。鎮海市民運動もそこから始まったと考えられる。一方、上泉の転任に関しては、海軍の見解は鎮海の市民のものとは異なっていた。次の新聞記事は、財部海軍次官が上泉の人事に関する弁明を報じたものである。

(前略) 転任の事情 上泉少将今回の転任は全く海軍大臣の措置にして人事局長はあるいは与り知るならむも余は何等知るところならざれば別段の事情あるにあらず防備隊司令官より水雷団長に転ぜしめたるを見て左遷の如く云ふ者あるも決してさることなし単に行政上の必要に出でたるものにて海軍部内においては決して異例にあらず(後略)⁽¹²⁾

この記事は、国民党の合田理事が海軍省に財部次官を訪れ、鎮海湾問題と捕獲船払下げの件に関して行つた質問に対して、財部が弁明したものである。財部は上泉の転任について、「単に行政上の必要に出でたるものにて海軍部内においては決して異例にあらず」と述べている。実際に上泉の前任者たちの鎮海防備隊司令官の平均任期は、約九ヶ月から一年程度である。上泉の任期は約十ヶ月になる。ただ、上泉の後任者の山田樞之助や山口九十郎、東郷吉太郎はそれぞれ約二年一ヶ月、二年四ヶ月、二年程度鎮海に在任したので、必ずその期間が一年以下であつたわけではない。もし、上泉が海軍省の行政上必要な人事として見做されていたならば、二年ぐらゐは鎮海に在任した可能性もあつたのではないだろうか。上泉が海軍省の鎮海に関する構想と離れた市街地開發を推進したために、上泉を転任させることは海軍にとって行政上必要なことであつたのであろう。陳情委員が財部を訪ねた時、上泉の留任だけが拒否されたこともこれらの理由からであつたと考えられる。

鎮海で起きた留任運動についても、海軍省や総督府の考えは鎮海市民とは異なつていた。一九一二年七月二五日の『朝鮮新聞』に次のような記事が掲載されている。

頃日上泉司令官転任の公表あるや内地各新聞は一斉に今にも鎮海市民が大動亂を極め不穩の兆候あるやに報道しつつあるも右は全く一部策士がためにする所あらんとし

其筋に打電せし結果にして我鎮海市民は各自業に安んじ毫も不穩喧噪の事なく只上泉司令官転任を惜むの余り留任運動に極力奔走したりしに過ぎずして目下の現状は第二期建築期限も切迫せし折柄とて着々工事の進捗をみつありて市況は鮮内各地と比較せば寧ろ活気を帯び經濟界は順調なりと言ふを憚らず此際市民は一部策士に不和雷同するなく自重して我鎮海の爲めに發展を企画するこそ策の得たるのと云ふべし⁽¹⁰⁾

記事によると、「鎮海市民」は留任運動について「全く一部策士がため」としつつ、「毫も不穩喧噪の事なく只上泉司令官転任を惜むの余り留任運動に極力奔走したりしに過ぎず」と見ている。こうした見解は、今までの記事で確認してきた鎮海市街地における市民らの雰囲気とは異なる。特に最後に「不和雷同するなく自重して我鎮海の爲めに發展を企画するこそ策の得たる」とのくだりは、留任運動を行つた市街地の雰囲気とは正反対の意見である。当該記事を掲載した『朝鮮新聞』の当時の社長は萩谷籌夫である。彼は、後に総督府が總督政治の宣伝や広報に注力していく際、それを後押しする政策広報機構である情報委員会の委員の一人になつた人物である⁽¹¹⁾。植民地で発行されるあらゆる新聞が、一九〇八年の新聞紙法の改正によつてすでに統監府の規制下に置かれたことを考慮すると、朝鮮の仁川で発行された『朝鮮新聞』は日本国内の新聞に比べ総督府の影響を強く受けていたであらう。

その記事が掲載されてからおよそ一ヶ月後に、東京で発行された『国民新聞』からも同じ論調の記事が出された。

上泉司令官の更迭により一時世上の問題となりたる鎮海の経営方針に付兎玉総務局長は語つて曰く海軍側の同鎮守府施設経営は司令官の更迭によりて何等変更あるべくもあらず其結果が同地の盛衰に多大の影響あるが如く伝ふるは同地に於ける一部在留民の悪声に過ぎず総督府の同市街地に対する今後の施設経営に關しても何等既定の方針を変更することなく嘗て海軍側に於て計画せる経営方針に基き本年より向う五ケ年間年々五万□千円の經費を以て道路の修築上下水道工事の完成を期する筈にて何等人為的繁榮策を施す等のことなるべしと⁽¹²⁾

上泉転任を巡つて鎮海市街地で現れた様々な動きについて「海軍側の同鎮守府施設経営は司令官の更迭によりて何等変更あるべくもあらず」と述べ、「一部在留民の悪声に過ぎず」と論評している。特に、「総督府の同市街地に対する今後の施設経営に關しても何等既定の方針を変更することなく嘗て海軍側に於て計画せる経営方針に基き」総督府と海軍が既存の計画通りに施行すべきであると、具体的に經費と施工内容を挙げながら主張している。このように、海軍省と総督府の上泉の転任についての反応は鎮海市街地の住民と大きく異なるものであった。

おわりに

本稿では、一九一〇年代の日本海軍の軍港都市鎮海の建設初期において鎮海市街地の開発をめぐる海軍・総督府・日本社会がどのように関わってきたのかという問題について、当時鎮海の発展に大きな影響を及ぼした鎮海防備隊司令官の上泉徳弥海軍少将の動向と留任運動に注目しながら考察してきた。

日本海軍は、日清・日露戦争を通じて帝国領域拡張の観点から地政学的な利点を持つ朝鮮鎮海灣の戦略的価値を認識し、二十世紀初頭から同地を占領することとなった。日露戦争を通じて帝国主義的拡張という欲望を顕わにした日本海軍は、鎮海灣に植民地軍港都市を建設することにした。そこで一九〇七年から一九一〇年にかけて、朝鮮侵略へと連なるように、鎮海灣に軍港都市建設の基盤を築いた。この時期、軍港都市計画の根幹になる「鎮海軍港施設地実地調査報告」が、「鎮海灣施設調査委員」によって作成された。この報告書から確認できるように、海軍は鎮海灣を海軍用地として収容し、その中で軍港施設地域と市街地地域を、それぞれ直接経営と土地貸下げによる間接経営の方式に分けて行つた計画を立てた。それは、鎮海軍港が鎮海灣を中心にその沿岸一帯を合わせて一、三二二万坪に及ぶ大規模な土地であったことに起因する。そして一九一〇年代に入ると、大韓帝国が植民地に転落し、鎮海は日本海軍の軍港都市として本格的に建設され始

めることとなる。

ところが、朝鮮全体が植民地になった後、当初の意図とは異なり日本海軍の戦略方向は日本の国防戦略の変化によって南方へ変わっていった。同時に日本内部の経済状況と相まって、鎮海軍港計画を縮小しようとする声が海軍の内部で高まったと考えられる。日露戦争当時に比べて鎮海湾の戦略的価値も下がり、二度の対外戦争によって日本国内の経済も疲弊し資金問題が生じたのである。またこの時期、朝鮮支配の統治機関が統監府から総督府に変わり、地方の行政主体が明らかでなかった時期で、鎮海における行政主体も不明確であった。一九一一年（明治四四）に至って、朝鮮全体の植民地統治が本格化すると、総督府は鎮海湾の管轄権について海軍省と論議することになった。

こうした、南方戦略への転換に伴う鎮海の軍事的価値の低下や管轄権問題が起ころ中、鎮海湾防備隊司令官として上泉徳弥海軍少将が着任した。上泉徳弥は日清・日露戦争前後に、兵站関係の仕事を担当しながら海陸両軍の連絡係や媒介人として活躍した人物で、なかでも陸軍省から好評を得て海陸両軍の参謀たちの直接的な連絡係としても活動した。そのため、初代朝鮮総督は、日清・日露戦争時に大本営運輸通信長官や陸軍大臣であった寺内正武であり、上泉は日清・日露戦争時の陸海両軍の仲介を務めた際に寺内と既に面識を得ていた。そうしたことから、鎮海の管轄問題をめぐる総督府との交渉役として選ばれたといえる。結果として、一九一二年（明

治四五）に直接的な軍事地域を除いた鎮海市街地の管轄権は総督府に移ることとなった。また、戦略の転換で軍事的に軽視されつつあったなかでも、鎮海の市街地開発において上泉は手腕を発揮した。鎮海市街地は、上泉が主導して行われた土地貸下げ事業を中心に「大軍港建設」を目指して着々と開発が進められていった。こうした上泉の都市開発の影響で東京・大阪などの資本家たちも鎮海市街地に入ってくるようになった。その中には神戸川崎造船所長の松方幸次郎や大蔵組、のち鎮海水産の大株主である遠藤保などが存在した。こうして鎮海軍港の後背地域であった市街地は、一九一一年（明治四四）から一九一三年（大正二）まで日本人の人口が九割以上の日本人社会としての骨格を形作るようになっていったのである。

しかし、この市街地開発を巡って再び問題が生じることとなる。新都市として急速に発展を始めた鎮海には様々な人々が利益を求めて流入してきた。上泉が赴任する以前から鎮海に来ていた御用商人、上泉の在任中に来た新資本家などの中には葛藤も存在した。さらには、上泉による土地貸下げ事業を中心に展開された軍港都市鎮海の発展規模と速度は、台湾や南中国地方へと舵を切り始めていた海軍省の意図とずれるようになっていた。

鎮海の管轄権問題が解決して、海軍主導の土地貸下げ事業も民間団体である「鎮海学校組合」が転貸する形態として落ち着き始めた一九一二年（明治四五）七月、土地貸下げ事業

に依拠した軍港都市鎮海の急激な発展を見た海軍省は、その中心にあった上泉を横須賀へ転任させた。この転任を知った鎮海市街地の住民たちは上泉留任運動を起こした。運動を主催したのは「鎮海学校組合」であった。市街地の発展は上泉によって招かれた資本家に頼っていたので、その中心にある上泉の転任は市街地の発展に直接打撃を与えるものであった。この留任運動には鎮海市街地の日本人社会のみならず、周辺地域居住の朝鮮人や市街地建設事業に日々の生活を依存していた朝鮮人も参加していた。つまり、市街地の発展は地域住民の利益と直結するものであったため、市街地の発展を主導した上泉の転任は市街地の不況の危機を意味するため、彼を留任させようとしたのである。

海軍省と総督府は、地域住民による上泉の留任と市街地開発の継続の請願に対して、軍港都市計画は既存の計画通りに施行することを強調し地域住民の要求に応じる姿を見せた一方で、上泉の留任については認めなかった。後任として、上泉と反目しあっていたともされる財部彪系統の山田猶之助が着任することとなった。

以上、軍港都市鎮海の市街地は、海軍の国防方針とその戦略の転換に影響を受けながらも、日本人社会の主体的な行動によって発展する方向性を示していた。市街地の発展を主導した上泉海軍少将の鎮海への赴任は、朝鮮の植民地化によって鎮海における海軍と総督府の管轄問題が錯綜した複雑な状況の下で行われた人事であった。上泉の転任は、海軍から総

督府へ鎮海の管轄権が移り、上泉が海軍の構想とは異なる水準の発展を市街地において追求したため、必然的であった。留任運動は、帝国拡張とその戦略によって、植民地地域社会における資本家や商人、住民らの中で自己の利益に関わる問題が発生したことに起因する。それぞれの利害関係を巡って現れたこの葛藤が、日本帝国主義と植民地社会の再編成においてどのような問題を内包していたのかについては、今後更に考察を進める必要があると考える。

軍港都市鎮海はその市街地の発展をめぐって、海軍のみならず、総督府、日本人社会⁽¹⁸⁾という三つの主体がそれぞれの利害関係が関与していたことが明らかとなった。植民地軍港都市史の分析は、このような海軍、植民地政府、入植者社会という三つの主体の相関関係の検討を通じてより豊かな像を結ぶことができる⁽¹⁹⁾と考える。本論文では、鎮海における三つの主体の関係性が他の植民地軍港都市と比較して、どのような特徴をもっていたかについて明らかにすることはできなかった。この点については今後の課題としたい。

注(1) 空정号(孫禎睦)『韓国開港期都市社会経済史研究』(二志社、一九八二年)、三四一頁。

(2) 前掲、空정号(一九八二年)、三四四〜三四七頁。これは一九〇七年の高宗の裁可によるものであるが、一九〇六年七月の「鎮海湾と永興湾を軍港にして、その内の海における莫大な広さの土地を受用する」と日本側が要請したことに對するものである。

(3) 黃正徳『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、一九八七年)、三七六頁。

(4) 本稿で、「朝鮮」および「朝鮮人」は地域名・民族名を示す用語として使用した。また「韓国」は、国家の名称としての大韓帝国(一八九七〜一九一〇年)を示す用語である。

(5) 海軍側が隔離について主に衛生上を理由に挙げていること、軍事地域の後背の土地である鎮海市街地を日本人町として造成したことを海軍文書から確認できる。

(6) 海軍は全国を五海軍区に分けて各海軍区に軍港と鎮守府を設置し管轄した。各海軍区では時期によって管轄区域の変更や鎮守府の新設及び廃止などの変動があった(千須和富士夫「日本軍港制度の研究」、広島商船高等専門学校編集『広島商船高等専門学校紀要』、一九九五年、八八頁)。

(7) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A03020876600「明治四十三年・勅令第四百五十三号・鎮海軍港境域ノ件」(国立公文書館)。

(8) 前掲、空정号(一九八二年)、三五八〜三五九頁。

(9) 事典類(百瀬考)『事典 昭和戦前期の日本制度と実態』吉川弘文館、一九九〇年、三四九頁。秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典 第二版』、東京大学出版会、二〇〇五年、七五五頁)では、「鎮守府の出先機関」とされている。日露戦争に備え

た措置として、竹敷に初めて要港部が設置されて以後、要港部は地方管衛・地方根拠地としての権限を強化していく。鎮守府や要港部の開廃は戦争や国際情勢、軍縮によって激しく進んでいた(坂根嘉弘編『軍港都市史研究Ⅵ 要港部編』清文堂、二〇一六年、三〜一七頁)。鎮守府と要港部はその規模からも差があるが、何より鎮守府には海軍工廠が、要港部には修理工場が置かれたことが両者の違いとして挙げられる。

(10) 前掲、空정号(一九八二年)、三五八〜三五九頁。

(11) 同前、三五八〜三五九頁。

(12) 黃正徳『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、一九八七年)。

(13) 竹国友康『ある日韓歴史の旅・鎮海の桜』(朝日新聞社、一九九九年)。

(14) 金仙姫『일제 강점기 진해지역 일본인의 생활상』(昌原大學校大学院修士論文、二〇一〇年)、許正道『일제에 의한 진해진도시계획의 식민성 고찰』(『人文論叢』二八卷、二〇一一年)、一八一〜二一〇頁。以上の研究は、それぞれ軍港都市計画によって建設された鎮海で現れた日本人社会と朝鮮人社会に焦点を当てている。

(15) 이학수(イ・ハクス)『진해군항의 탄생』(한국해양대학교 국제해양문제연구소『해항도시문화고집학』七卷、二〇一二年、一〜四三頁)。

(16) 橋谷弘『要港部都市・植民地都市としての鎮海』(坂根嘉弘編『軍港都市史研究Ⅵ 要港部編』清文堂、二〇一六年)、一六五〜二二二頁。

(17) 前掲、空정号(一九八二年)、三五八〜三五九頁。

(18) 『読売新聞』一九二二年六月二〇日。この記事では「上泉が無ければ、鎮海は無い、或る意味に於て鎮海は朝鮮の鎮海でなく上泉の鎮海である。」と述べながら、鎮海市街地の発

展において上泉が重要な役割を担ったことを示している。

- (19) 同前、三四〇～三四一頁。日露戦争を準備していた時、日本海軍はまず巨済島松真浦を仮根拠内に決めて、ここに鎮海防備隊司令部を置いた。しかし、その港湾の規模が狭小で、水雷艇の寄港地程度にしかならないため、別途の永久軍港の候補地を物色中であった(同前、三四三～三四四頁)。

- (20) 同前、三四四～三四七頁。

- (21) 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷社、一九二二年)、五～六頁。

- (22) JACAR: C08020178600。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類一(一)(四)「鎮海灣海軍用地土地経営二関スル意見」(防衛省防衛研究所)。

- (23) JACAR: C08020166500。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類一(一)(一)(防衛省防衛研究所)。史料に基づきできる限り原文を復元するようにしたが、艦艇本部の機関大佐を勤めた人物の名前の特定が困難であった。史料の印章を確証した結果、その名字は賀義であったと推定する。

- (24) JACAR: C08020166500。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類一(一)「鎮海灣施設調査委員ノ任務二関シ」(防衛省防衛研究所)。

- (25) JACAR: C08020169700。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類三(一八)「鎮海軍港施設地実地調査報告」(防衛省防衛研究所)。資料原文の調査項目は次の通りである。1 鎮守府、2 経理部、3 衣糧科、4 監獄、5 軍法会議、6 測量庫、7 港務部、8 水雷団、9 工廠、10 工廠、11 火薬庫、12 小銃射的場、13 大砲発射場、14 水雷発射場、15 石炭庫、16 病院、17 練兵場、18 官舎1、19 官舎2、20 官舎3、21 下士卒集会所、22 水交社、海友社、23 市街、24 停車場、25 墓地、26 学校、27 野砲射的場。

- (26) JACAR: C08020169700。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類三(一八)「鎮海軍港施設地実地調査報告」(防衛省防衛研究所)。

- (27) JACAR: C08020175600。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類八(一八)「鎮海灣海軍用地貸下内規」(防衛省防衛研究所)。この内規は一九〇七年六月に制定され、同年七月一日から施行された。

- (28) JACAR: C08020183500。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類一四(一四)「鎮海灣海軍用地貸下内規改廃二関スル件」(防衛省防衛研究所)。

- (29) JACAR: C08020183500。自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類一四(一四)「鎮海灣海軍用地貸下内規」(防衛省防衛研究所)。

- (30) 同前、五～六頁。

- (31) 前掲、杉山萬太(一九二二年)、一一六～一一七頁。原文では三次の市街地が十四万坪と記載されているが、他の史料と比較してみた結果、二十四万坪の誤りであると考える。

- (32) 同前、七頁。
- (33) 当時の鎮海の詳細な人口数に関しては最後に別表として添付する。

- (34) 前掲、杉山萬太(一九二二年)、五頁。

- (35) 「韓国慶尚道馬山浦ニ於テ約五萬坪ノ地所ヲ購入シ度件」、一八九八年七月(高乗雲『近代朝鮮租界史の研究』雄山閣出版、一九八七年、一七七～一七九頁)。

- (36) 前掲、竹国友康(一九九九年)、四四～四五頁。

- (37) 前掲、高乗雲(一九八七年)、一一九頁。

- (38) 明治維新以後日露戦争までの日本の軍備は、漠然とではあるがロシアを想定敵国として整備されてきたとされる。陸軍

はもとより海軍も、ロシア海軍を対象とする軍備を整えていた(藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前編』、日本評論社、一九八七年、一四六～一四七頁)。

- (39) 前掲、손정목(一九八二年)、三四五頁。
- (40) 前掲、藤原彰(一九八七年)、一九二～一九三頁。
- (41) JACAR: C08020168500、自明治三九年同至四五年 鎮海永興関係書類二(七)(防衛省防衛研究所)。
- (42) 岩波新書編集部編『シリーズ日本近現代史②日本の近現代史をどう見るか』(岩波書店、二〇一〇年)、七〇頁。
- (43) 鈴木正幸『皇室制度：明治から戦後まで』(岩波書店、一九九三年)、一三四～一三五頁。
- (44) このような軍備の大拡張は、日露戦争の結果、日本が初めて帝国主義国家に成長したことによって必然となったのである。戦争の勝利によって、日本はあわせて五千万の人口をもち、比較的文化水準が高い朝鮮と南満州の支配者となった。同時に、欧米帝国主義強国と対等な競争相手として帝国主義時代の舞台上登場した。このことが財政的基礎の貧弱さを無視してまでも軍備拡張を強行せざるを得ないという矛盾を生み出したのである(前掲、藤原彰、一九八七年、一五〇～一五一頁)。
- (45) 류교열『근대 일본의 「해양 진출론」과 최근의 「해양국가」 상상』、『日語日文学研究』第五二卷二号、韓国日語日文学会、二〇〇五年、二一五頁。
- (46) JACAR: C08020173000、自明治三十九年同至四五年 鎮海永興関係書類 六(二)(防衛省防衛研究所)。
- (47) JACAR: C08020178600、自明治三九至同四五年 鎮海永興関係書類 一一(四)(防衛省防衛研究所)。
- (48) 『朝日新聞』一九一一年(明治四四)、一月九日。
- (49) JACAR: C08020185600、自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類 一六(六)(防衛省防衛研究所)。
- (50) 長沢直太郎『上泉徳弥伝記』(文化印刷所、一九五五年)、九〇頁。
- (51) 同前、一七頁。
- (52) 同前、一七頁。
- (53) 同前、一八頁。
- (54) 森松俊夫『天本堂』へ付録1▽陸海軍中央統帥期間(教育社、一九八〇年)、二五〇頁。
- (55) JACAR: C08040691200、明治二七・八年戦時書類卷一 諸命令訓諭及諸規則明治二七年(防衛省防衛研究所)。
- (56) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、三六頁。
- (57) 同前、三六頁。
- (58) 同前、三七頁。
- (59) JACAR: C08040844300、明治三三年清国事変海軍戦史抄 卷五(防衛省防衛研究所)。
- (60) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、五三頁。
- (61) 同前、五一～五二、六三頁。
- (62) 同前、六三頁。
- (63) 同前、五三頁。
- (64) JACAR: C06040582900、明治三七年自二月二六日至三月一七日第二号副臨号書類綴(合戦第八号) 自第三〇一号至第六〇〇号(防衛省防衛研究所)。
- (65) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、五四頁。
- (66) JACAR: C03020129000、明治三七年「満密大日記 明治三七年四月五月」(防衛省防衛研究所)。
- (67) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、五三頁。
- (68) 同前、五四頁。

- (69) 同前、五四頁。
- (70) JACAR: C09122048600 明治三十七年自九月至一〇月 日記副臨人号 自第四三二一号至第六〇八号(防衛省防衛研究所)。
- (71) JACAR: C06040719000 明治三十八年一・二月分 副臨号書類 大本營陸軍副官(防衛省防衛研究所)。
- (72) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、六七頁。
- (73) JACAR: C09122219400 明治三十八年自一月至二月 大日記共六冊 副臨人号自第一二九四号至一五〇九号(防衛省防衛研究所)。
- (74) 大本營は日露戦争後、一九〇五年二月二〇日に閉鎖された(森松前掲書、二五九頁)。
- (75) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、九〇頁。
- (76) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、九〇頁。
- (77) 「鎮海の取消処分 上泉鎮海司令官談」、『朝日新聞』一九二一年(明治四四)二月一日朝刊三面。
- (78) 「鎮海湾の発達」『朝日新聞』一九二二年一月二五日四面。
- (79) 「朝鮮新聞」一九二二年五月四日一面。
- (80) 「行巖湾貿易」『朝鮮新聞』一九二二年五月二日二面。
- (81) 「鎮海の祝賀会」『朝鮮新聞』一九二二年五月二日七面。
- (82) 「鎮海軍港の記念日」『朝日新聞』一九二二年五月二九日朝刊四面。
- (83) 「借地料納入成績」『朝鮮新聞』一九二二年五月一六日七面。
- (84) 「東拓と鎮海」『朝鮮新聞』一九二二年五月二〇日七面。
- (85) 「地料三万二千円」『朝鮮新聞』一九二二年五月二〇日二面。
- (86) 「鉾泉会社」『朝鮮新聞』一九二二年五月二二日七面。
- (87) 「鎮海現在及び将来」『朝鮮新聞』一九二二年五月二八日〇面。
- (88) 「記者団の鎮海湾視察」『朝日新聞』一九二二年五月二三日二面。
- (89) 「読売新聞」では「鎮海繁盛記」という題目で一九二二年六月二日から二〇日まで七回にわたって鎮海市街地の発展について連載した。『朝日新聞』では「鎮海の開発」という題目で六月六日から同月一三日まで八回にわたって連載した。
- (90) 「鎮海繁昌記(七)」『読売新聞』一九二二年六月二〇日二面。
- (91) 「貸下中止」『朝鮮新聞』一九二二年六月三〇日二面。新聞記事では主語がないが、文脈やその時に「鎮海学校組合」が土地貸下げ事業を行っていたことから、「鎮海学校組合」側に打電した内容と思われる。
- (92) 「貸下中止」『朝鮮新聞』一九二二年六月三〇日二面。
- (93) 「上泉少将出発」『朝鮮新聞』一九二二年七月三日二面。
- (94) 「鎮海防備隊司令官更迭」『朝鮮新聞』一九二二年七月一日二面。
- (95) 「上泉氏左遷事情」『読売新聞』一九二二年七月一日二面。
- (96) 「鎮海の大恐慌 上泉少将転任の由来」『朝日新聞』一九二二年七月一三日三面。
- (97) 前掲、長沢直太郎(一九五五年)、九〇〜九二頁。
- (98) 同前、九二頁。
- (99) 「裏面に又裏面あり 財部次官と御用商人」『読売新聞』一九二二年七月一七日二面。
- (100) 山本は一九一三年(大正二)内閣総理大臣になり、財部はそうした山本の庇護をうけている人物であった。以下、海軍省内の詳細な政治的関係については本稿の研究範囲を超えるので、ここでは割愛することにしますが、これらの政治的関係が上泉の転任と無関係とは言えないだろう。
- (101) 「鎮海事務引継期」『朝日新聞』一九二二年七月一日三面。
- (102) 「上泉氏左遷事情」『読売新聞』一九二二年七月一日二面。

- (103) 「鎮海の大恐慌」『朝日新聞』一九二二年七月二三日三面。
 (104) 「鎮海事業頓挫」『朝日新聞』一九二二年七月一四日二面。
 (105) 「懸河所管替」『朝日新聞』一九二二年一月一四日四面。
 (106) 「鎮海の驚愕」『朝日新聞』一九二二年七月二日二面。
 (107) 「火が消えたるが如し(鎮海)」『読売新聞』一九二二年七月二日二面。
 (108) 「上泉司令官留任請願」『朝日新聞』一九二二年七月二日二面。
 (109) 「鎮海市民大会」『朝日新聞』一九二二年七月二日二面。
 (110) 「鎮海市民大会(鎮海)」『読売新聞』一九二二年七月三日二面。
 (111) 「鎮海市民の再願」『朝日新聞』一九二二年七月五日二面、
 「鎮海市民の再願」『読売新聞』一九二二年七月五日二面。
 (112) 「馬山にても請願」『朝日新聞』一九二二年七月五日二面。
 (113) 「鮮人も運動」『朝日新聞』一九二二年七月五日二面。
 (114) 「鎮海問題と次官 両者の意思疏通」『朝日新聞』一九二二年七月二日二面。
 (115) 「鎮海善後処理」『朝日新聞』一九二二年七月三日二面。
 (116) 「財部次官弁明す」『読売新聞』一九二二年七月一八日二面。
 (117) 同前。
 (118) 「鎮海昨今の景氣」『朝鮮新聞』一九二二年七月二五日三面。
 (119) 「장신」『한말 일제 초 재인 일본인의 신문 발행과 조선 신문』『인문학연구』六券、二〇〇七年、二九九頁。
 (120) 정진석 『구미 조선총독부의 언론검열과 탐압』『일본의 침략과 열강세력의 언론통제』(키뮤니케이선복스、二〇〇七年)、八八頁。
 (121) 최기영 (崔起榮) 「光武新聞紙法에 관한 研究」『역사학보』九二、一九八一年、九八頁。

(122) 「鎮海市街の前途」『国民新聞』一九二二年八月二八日。
 (123) 植民地軍港都市鎮海に関する分析には、この他日本人社会の多様性や、周辺部の朝鮮人社会についても検討する必要がある。この点については、今後の研究課題としたい。

(広島大学大学院総合科学研究科博士課程後期)

別表 1911—1922 鎮海人口統計

年度	地域区分	日本人						朝鮮人						小計						合計	日本人 (%)
		住宅数 (戸)	人口数 (人)①	人口数 (人)②	人口/男 (人)	人口/女 (人)	人口/女 (人)	住宅数 (戸)	人口数 (人)	人口/男 (人)	人口/女 (人)	人口/女 (人)	住宅数 (戸)	人口数 (人)	人口/男 (人)	人口/女 (人)	人口/女 (人)				
1911	鎮海	1210	3,519	3,519	2,223	1,296	19	46	—	—	—	1,229	3,565	—	—	—	3,565	99%			
1912	鎮海	1,803	5,038	5,038	2,374	2,664	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,038	—			
1913	鎮海	1,765	5,988	5,988	3,347	2,641	129	729	523	206	1,894	6,717	3,870	2,847	6,717	89%					
1914	鎮海	1,327	4,511	4,828	2,263	2,248	46	311	187	124	1,373	4,822	2,450	2,372	4,822	56%					
	慶和洞	99	317	—	170	147	678	3,424	1,723	1,701	777	3,741	1,893	1,848	—	—					
1915	鎮海	1,299	4,642	4,947	2,353	2,289	44	259	136	123	1,343	4,901	2,489	2,412	4,901	57%					
	慶和洞	86	305	—	155	150	661	3,403	1,732	1,671	747	3,708	1,887	1,821	—	—					
1917	鎮海	1,188	4,584	4,873	2,338	2,246	97	415	246	169	1,285	4,999	2,584	2,415	4,999	53%					
	慶和洞	79	289	—	149	140	834	3,978	2,105	1,873	913	4,267	2,254	2,013	—	—					
1919	鎮海	1,047	3,948	4,184	1,916	2,032	89	441	266	175	1,136	4,389	2,182	2,207	4,389	49%					
	慶和洞	65	236	—	117	119	825	3,855	2,031	1,824	890	4,091	2,148	1,943	—	—					
1920	鎮海	1,009	3,802	4,024	1,880	1,942	145	565	328	237	1,154	4,367	2,188	2,179	4,367	48%					
	慶和洞	61	222	—	108	114	809	3,782	1,924	1,858	870	4,004	2,032	1,972	—	—					
1921	鎮海	1,179	4,505	4,799	2,211	2,294	165	665	372	293	1,344	5,170	2,583	2,587	5,170	50%					
	慶和洞	82	294	—	143	151	862	4,133	2,126	2,007	944	4,427	2,269	2,158	—	—					
1922	鎮海	1,121	4,302	4,641	2,091	2,211	165	804	378	426	1,286	5,106	2,469	2,637	5,106	48%					
	慶和洞 (中国人)	87	339	—	161	178	824	4,120	1,960	2,160	914	4,490	2,121	2,338	—	—					
1922	慶和洞 (中国人)	3	31	—	31	—	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—					

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年版。1911年（明治44）から1913年（大正2）までは、『鎮海学校組合』の「学校組合戸口」の人口で、1914年（大正3）から1922年（大正11）までは「昌原郡鎮海」と「昌原郡慶和洞」の人口である。地域区分の「鎮海」は当時鎮海の市街地である「驛浦」を指す、日本人地区であった。一方、「慶和洞」は市街地の周囲に隔離された朝鮮人地区であった。